

令和 2 年 7 月 31 日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見について

今般、標記改定案（令和 2 年 6 月 30 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	第17条の3第1項第16号	<p>主要行等向けの総合的な監督指針（以下、監督指針）にて、銀行の付随業務に「人材紹介業務」が該当することが明示されたことを踏まえた改定と思料するが、今後、監督指針における考え方の見直し等により、再度「人材紹介業務」の付随業務への該当性が否定されることのないようにして頂きたい。</p> <p>万一、監督指針に示されている「人材紹介業務」の付随業務への該当性が見直された場合、結果として今回の改定は規制の強化方向に働くこととなる。</p>
2	第34条の14の3第1項第3号	<p>平成29年3月24日付で公表されたパブリックコメント結果の項番57では、「銀行業態以外の者が行う融資審査については、それぞれの業態に応じて考慮要素等も異なり、銀行の行う融資審査業務と共通の業務であるとして業務の効率化等に十分資するとは認められないことから、対象とすることは困難であると考えられます。」との貴庁の考え方が示されていた。</p> <p>今回の改正の趣旨としては、「銀行業態以外の者が行う融資審査であっても、銀行の行う融資審査業務と共通の業務であるとして業務の効率化等に資すると認められるため」との理解でよいか。</p>
3	第34条の14の3第1項第3号	<p>平成29年3月24日付で公表されたパブリックコメント結果の項番55では「与信審査過程の一部を切り出してこれについてのみ銀行持株会社における取扱いを可能にするものではなく、子会社たる銀行における与信決定の前提となる各種の審査を銀行持株会社が行うことができる」との貴庁の考え方が示されている。ここでは「判断」と「審査」が区分けされているが、夫々の定義や区分けされている意味について教えて頂きたい。今回の措置で、グループに属する会社の「審査」を銀行持株会社で行うことができる業務とされつつも、例えば、「判断」が決裁権限付与・行使等と解釈され、これがグループに属する会社の業務として残存した場合、グループ全体での業務一体化・効率化が図れない可能性があるとも考えられる。グループに属する会社其々が稟議を起案し、持株会社の審査部に申請、持株会社の審査部の承認を得て、グループに属する会社が案件実行するといったような、『与信審査過程の全部』をグループに属する会社から持株会社に移すことまでも認められるとの理解でよいか。</p>

No.	該当箇所	意見等
4	第34条の14の3第1項第3号	グループに属する証券会社についての審査と銀行についての審査を銀行持株会社で行う場合、ファイアーウォール規制の存在により、持株審査態勢を構築した場合の実効性が非常に低くなると考えられる。今回の銀行法改定に伴い、その主旨や政策意図を浸透させる意味でも、本件に関する情報共有をファイアーウォール規制の適用対象外とし、顧客からの情報共有に係る同意書取得を不要とするなどの、金商法上の対応がなされるべきと考える。
5	第34条の14の3第1項第10号、第11号	本件業務の追加により、銀行持株会社が直接、当該銀行持株会社グループに属する銀行等の顧客である事業者や個人に対してサービス提供を行うことが想定されているとの理解でよいか。

以 上